

結核性疾患により休養を命ぜられた藤沢市職員の給与等に関する条例  
の廃止について

結核性疾患により休養を命ぜられた藤沢市職員の給与等に関する条例を廃止する  
条例を次のように定める。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

結核性疾患により休養を命ぜられた藤沢市職員の給与等に関する条例  
を廃止する条例

結核性疾患により休養を命ぜられた藤沢市職員の給与等に関する条例（昭和25  
年藤沢市条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を  
次のように改正する。

第17条第1項及び第18条第1項中「第21条第2号及び第3号」を「第  
21条第6号」に改める。

第21条第2号中「結核性疾患により休養を命ぜられた藤沢市職員の給与等  
に関する条例（昭和25年藤沢市条例第24号）の規定を適用する。」を「その休  
職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、  
期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。」に  
改め、同条第3号後段を削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 第2号、第3号又は第5号の規定の適用を受ける職員が、当該各号に規定す

る期間内で第17条第1項に規定する期末手当及び第18条第1項に規定する勤労手当のそれぞれの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各号の例による額の期末手当及び勤労手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。

第21条第7号中「第3号又は第5号の」を「前号の」に、「第21条第3号又は第5号」を「第21条第6号」に改める。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、結核性疾患による休養を休職として扱うため、条例を廃止する必要による。